

平成19年2月8日

社団法人 金融先物取引業協会

会員に対する処分及び勧告について

本協会は、本日、本協会の会員であるPhillip Financials 株式会社に対し、下記のとおり定款第19条第1項に基づく処分及び同第16条に基づく勧告を行いました。

記

1. 処分内容及びその理由等

(1) 処分内容

過怠金300万円の賦課

(2) 処分の対象となる行為

同社は、同社と業務委託契約を締結している外務員が法令諸規則に違反し、無断売買、取引報告書不交付、融資を約しての勧誘、損失補てんの約束等を行うことを看過していた。

(3) 処分理由

同社の行為は、法第71条第1項、同第76条、金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則第3条、同第4条、金融先物取引業務取扱規則第26条及び金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則第3条に違反し、定款第19条第1項第3号の規定に該当すると認められること。

2. 勧告内容

定款第16条に基づき、法令、諸規則の遵守及び内部管理体制の充実、強化の徹底を勧告

以 上